

（仮称）伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

1 条例の制定理由

伊勢崎市の中小企業及び小規模企業は、事業所数で9割以上を、従業者数で7割以上を占めており、本市にとって地域経済の発展や安定した雇用の担い手といった役割にとどまらず、魅力と活力のあるまちづくりに欠かすことのできない重要な役割があります。

また、令和7年4月に始動する本市の新たな総合計画（長期ビジョン）における産業政策分野において、商工業の振興にかかる重点事業について、現在検討を行っております。

このため、本市や商工団体をはじめ、金融機関や教育機関などが果たすべき責務や役割を明確化し、市民の理解と協力を得ながら中小企業及び小規模企業の活力が最大限発揮される環境づくりを推進していくため、総合計画（長期ビジョン）にも結び付く理念的条例を新たに策定します。

2 条例（案）の概要（条例骨子案）

第1（目的）

条例の目的を規定する条項です。

- ・伊勢崎市及び商工団体等の責務や役割等を明確にし、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ・地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与

第2（定義）

条例の中で使用している用語のうち、その意味するところを明確に定める必要があるものについて規定する条項です。

- ・中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業

所を有するもの

- ・小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの（以下、省略）

業 種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

第3（基本理念）

第1に規定する条例の目的を果たすための基本的な考え方や、伊勢崎市・中小企業者等・市民といった全ての関係者が目指すべき方向性を規定する条項です。

- ・中小企業者等の創意工夫及び自主的な努力による経営の改善及び生産力の向上を促進すること。
- ・中小企業者等が、地域経済の発展、雇用の創出等に寄与し、地域社会の活性化と市民生活の向上に資すること。
- ・伊勢崎市、中小企業者等、大企業者、商工団体、金融機関、教育機関等及び市民のそれぞれが、地域経済活性化の役割を担うべき主体となり、中小企業・小規模企業を支えること。
- ・人材、技術、自然、歴史、伝統、文化等の多様な地域資源を有効活用し、中小企業等の活力が最大限発揮され、持続的な発展が図られること。

第4（市の責務）

中小企業及び小規模企業の振興を推進するために、伊勢崎市が担うべき責務について規定する条項です。

- ・ 中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること
- ・ 国、県ほか関係機関等との連携を積極的に行うこと

第5（中小企業者・小規模企業者の役割及び努力）

中小企業及び小規模企業の役割と努力について規定する条項です。

- ・ 社会経済情勢の変化に適応し持続的な成長及び発展を遂げるため、主体的に経営基盤の強化及び経営の革新に努めること
- ・ 事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めること
- ・ 地域における雇用の創出、人材育成及び労働環境の整備を推進するよう努めること

第6（大企業者の役割）

大企業者の役割について規定する条項です。

- ・ 伊勢崎市の地域経済や社会において、中小企業者及び小規模企業者が果たす役割の重要性を認識すること
- ・ 事業活動を行うに当たっては、伊勢崎市、中小企業者及び小規模企業者との連携に努めること
- ・ 中小企業者及び小規模企業者との適正な取引に努めること
- ・ 伊勢崎市が行う中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めること

第7（商工団体の役割）

商工団体の役割について規定する条項です。

- ・ 中小企業及び小規模企業者が行う経営基盤の強化、経営の革新の取組及び創

業を希望する者に対して、積極的に支援するよう努めること

- ・伊勢崎市が実施する振興施策に協力するよう努めること

第8(金融機関の役割)

金融機関の役割について規定する条項です。

- ・中小企業者及び小規模企業者に対し、円滑な資金の供給、経営基盤の強化、経営の革新、事業承継への支援、並びに新産業の創出及び発展の支援に努めること
- ・伊勢崎市が実施する中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めること

第9(教育機関の役割)

教育機関の役割について規定する条項です。

- ・中小企業者及び小規模企業者の事業活動による地域経済の発展と市民生活の向上への貢献について、児童及び生徒等の理解が進むよう努めること
- ・教育活動を通じて、勤労観及び職業観の形成に努めること
- ・伊勢崎市が実施する中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めること

第10(市民の理解と協力)

市民の理解と協力について規定する条項です。

- ・中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性についての理解を深めるよう努めること
- ・中小企業者及び小規模企業者が取り扱う製品、又は提供するサービス等を積極的に利用し、中小企業者及び小規模企業者の持続的な発展に協力するよう努

めること

第11（施策の基本的事項）

第1に規定する条例の目的を達成するために、伊勢崎市が掲げる施策の基本的な事項を規定する条項です。

- ・ 中小企業者等の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- ・ 創業及び円滑な事業承継を促進すること。
- ・ 新商品及び新技術等の開発や多様な販路拡大を促進すること。
- ・ 情報通信技術等の活用を促進すること。
- ・ 人材の確保、育成及び定着を促進し、多様な人材が働きやすい労働環境の促進を図ること。
- ・ 次代を担う若者の勤労観、職業観の醸成を図ること。
- ・ 円滑な資金調達を促進すること。
- ・ 災害時等における事業継続を支援すること。
- ・ 上記のほか、市長が必要と認めること。

第12（小規模企業の特性に応じた配慮）

経営資源の確保が困難な小規模企業者への配慮に努めるものであることを規定する条項です。

- ・ 振興施策を講じるときは、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めること

第13（財政上の措置）

基本理念に基づき、伊勢崎市がその責務を果たすに当たって、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するために、本市は必要な予算措置などを講ずるよう努めるものであることを規定する条項です。

・中小企業及び小規模企業の振興の施策を実施するための必要な財政上の措置を講じるよう努めること

3 条例（案）の構成図

